

平成 30 年 7 月 18 日

会 員 各 位

大阪府行政書士会 事業部

風俗営業許可申請の検査時運用に関して（周知）

行政書士が関与する大阪府下の風俗営業許可申請において下記事例のような対応が見受けられたとして調査員等より指摘を受けました。

これらの事例は最終的に依頼者の不利益へとなり、我々行政書士の信頼を失うことに繋がります。多くの会員におかれましては今回の事例の様なことは無いと思われませんが、再度基本的なことを徹底いただき、依頼者の利便に資する業務を行っていただきますようお願いいたします。

<事例①－１>

行政書士が一度も現場を確認することなく申請者等（申請者から指示を受けた不動産業者や建築業者等を含む）から提供された図面等を添付し申請を行い、現場調査同日に初めて現場入りした事により、図面と実際の現場に大きな相違が生じていた事に予め気付くことができず相違がある図面で調査を行った結果、現場調査に長い時間を要し多数の補正を要する結果となった。

<事例①－２>

他にも、工事が完成していない状態で作成した図面により申請を行った後に現場調査を行った結果、求積根拠となる寸法の大部分が補正を要する結果となった。

～事例①に関して～

風俗営業等の申請においては工事前の設計図ではなく営業所の姿を正確に表した図面を添付する必要がありますので、この旨徹底し業務を行ってください。また、申請者等から提供された図面を添付する場合にも行政書士として申請手続（現場調査の立会等を含む）を行うに際しては図面を含む添付書類の一切に対して責任を持って業務を行ってください。

<事例②>

申請に添付する図面作成を他人に委託している行政書士が、その図面内容の詳細を把握しておらず、調査担当官が求積根拠となる寸法の計測点を尋ねたところ返答できず、結果として現場調査に長い時間を要し、また補正を要する結果となった。

～事例②に関して～

図面作成を他人に委託した場合においても手続を行う行政書士がその責任を負うことは当然であり申請者より委任を受けた行政書士は添付する図面等の内容を熟知し、申請時や調査時に担当官から質問を受けた際は正しく答弁ができる状態で業務を行ってください。

＜事例③＞

申請に際し行政書士自ら（自らの責任において他人に委託した場合を含む）が作成した図面や申請者等から提供を受けた図面以外の図面（営業所に前テナントの残置物として放置されていた物等）を申請者及びその製作者の同意を得ることなく添付し、その内容に関して把握できておらず、また製作者に確認をすることもせず、事例②と同様の状態に陥った。

～事例③に関して～

行政書士として書類を作成する際に他人の製作物を無断で添付する事は当然あってはならないことであり、また結果として申請や調査時の対応が適切に行えなかった場合、申請者から報酬を得ているにも関わらず依頼された業務を遂行できていない状態ともなり得ます。

＜事例④＞

複雑な客室形状の申請図面において、客室形状を簡素化する意図で、なんら明確な仕切り設備等が存在しない位置において客室線を図面上設けた。これにより実態としては客が容易に立入り客室として使用する可能性が高い場所を1平方メートル以上も客室外扱いとしており、本件においては調査担当官の現場指導で補正対応となったが、申請通りのまま許可となれば客室面積が減少するといった依頼者にとって不利益な状態となる。また許可後に減少部分に客が立入れば無承認構造変更罪として依頼者が罰せられる恐れがあった。

～事例④に関して～

風俗営業等の申請時に示す客室線は単なる図面上の線ではなく物理的な仕切り設備等により区画された区画を示すものです。仕切り設備や客室概念をしっかりと認識していただき、申請図面等を作成するようお願いいたします。また、作業を簡便化する意図で図面等を作成することは言語道断であり、適法かつ申請者が望む営業形態に最も相応しい形での許可申請を行ってください。

＜事例⑤＞

現場調査は本来営業が直ぐにでも可能な営業所の状態で受ける必要があるにも関わらず、調査当日に壁が下地むき出しである等の未完成の状態であった。現場調査は単なる形状や寸法だけの確認ではなく、防音や照度の確認等も必要となることから未完成の状態では全ての調査を終えることができない。

～事例⑤に関して～

現場調査は単なる形状や寸法の確認だけではなく防音設備や照度の確認も行われるが、内装が未完成の状態等であれば実際の営業時と同等の防音設備や照度の確認を行うことができない。また調査時においては営業所全ての状態を勘案して許可基準に適合しているかが判断されるものであることから、この様な状態にならない様に期間に余裕をもった申請を行ってください。